

## (重要なお知らせ)

# 国保分等の診療（調剤）報酬の支払日の変更について

### 支払日の変更について

- **令和7年4月支払分（令和7年3月請求分）**から神奈川県下の訪問看護ステーションにおける国保分の診療（調剤）報酬の支払日を**毎月15日から20日**へ変更させていただきます。
- これに併せて後期分の紙請求分の支払日も**毎月25日から20日**へ変更いたします。
- 令和6年7月審査分（8月送付分）から厚生労働省通知により、オンライン請求を行う訪問看護ステーションへの諸書類の紙媒体での送付が廃止となります。支払日を見直すまでの間の経過措置として、「**診療（調剤）報酬支払通知書※**」について、**令和7年3月支払分（令和7年2月請求分）までの間は、紙媒体(圧着はがき)による送付を継続いたします。**

※「診療（調剤）年間支払通知書」は令和7年2月中旬に送付予定

令和6年10月		
9日	水	診療（調剤）報酬支払通知書（紙：圧着はがき）の送付
経過措置として圧着はがきによる送付を継続する		
15日	火	国保（公費併用）医療費支払日
19日	土	
20日	日	
21日	月	後期（公費併用）電子請求分医療費支払日
25日	金	後期（公費併用）紙請求分医療費支払日

令和7年4月		
9日	水	診療（調剤）報酬支払通知書（紙：圧着はがき）の送付
経過措置の終了		
15日	火	国保（公費併用）医療費支払日
19日	土	
20日	日	
21日	月	国保（公費併用）医療費支払日 後期（公費併用）電子請求分/紙請求分医療費支払日
支払日を20日に変更 ※20日が土日祝日にあたる場合は翌営業日		
25日	金	後期（公費併用）紙請求分医療費支払日
支払日電子分と同じ20日に変更		

### 支払日の変更理由

- 「診療（調剤）報酬支払通知書」の還元が診療報酬等（国保分）の支払日の15日より遅くなる月があるが、支払日を変更することにより、支払日以前に「診療（調剤）報酬支払通知書」の還元が可能となること。
- 国におけるDXの推進等に本会も取り組む中で、診療報酬請求事務の効率化・標準化の観点から、全国で唯一支払日が「15日」である状況を早期に見直すことにより、独自運用等に対応するために発生するカスタマイズ等の経費負担を回避または軽減できること。
- 国保保険者等の厳しい財政状況を踏まえ、本会においても経費削減や適正かつ効率的な事務処理が求められており、「紙帳票送付廃止」は毎月発生する発送作業による事務負担等が軽減されるとともに、国保分等医療費の支払日を後期高齢者医療分と同日とすることにより、指定金融機関に支払う振込手数料の大幅な経費削減効果に繋がること。

**訪問看護ステーションの皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。**

► 支払日変更に係る問い合わせ先